

片品村告示第42号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定による景観行政事務の処理を次のとおり開始し、景観法第7条第1項に規定する景観行政団体となる。

平成30年 6月29日

片品村長 梅 澤 志 洋



景観行政事務の処理を開始する日

平成30年8月1日